

連携協定書

I-レジリエンス株式会社（以下「甲」という。）と多摩市（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、連携のもと相互に協力し、地域のレジリエンス向上と地域社会の発展を目的として協定を締結する。

（連携の範囲）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- (1) 地域のレジリエンス向上および防災対策の推進に関する事
- (2) 地域のレジリエンス向上のための住民との協働、コミュニティ活動推進に関する事
- (3) 地域のレジリエンス向上に資する地域づくり・まちづくりの推進に関する事
- (4) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関する事

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施にあたり、前条各号に関する分野の協力企業や団体等と、甲乙の関係部署で構成する連携協力推進会議を設置することができるものとする。

また、具体的な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定解除）

第5条 甲又は乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することが出来るものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月11日

甲 東京都中央区日本橋兜町5番1号 兜町第1平和ビル3階
I-レジリエンス株式会社 代表取締役社長 小林 誠

乙 東京都多摩市関戸6丁目12番地1
多摩市長 阿部 裕行